

新型コロナウイルス等における感染症対策ガイドライン

協同組合 近畿整骨師会

(令和2年7月策定)

新型コロナウイルス等における感染症対策ガイドライン

はじめに

施術所における感染症対策について、基本的には手指衛生、標準予防策の遵守、集団感染が確認された場に共通する3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離:互いに手が届く距離での会話・発声が行われる場所)である3密を避ける、または防止することが大切です。患者、施術者、従業員等を感染から守るため、施術所を運営するにあたり遵守して頂く対策の基本方針として「新型コロナウイルス等における感染症対策ガイドライン」を定めます。

I ガイドライン作成の目的

本会会員の感染症対策指針の確認と意識の統一および会員施術所における感染症予防を目的としてガイドラインを作成する。

II 法律上の規定および注意点について

新型コロナウイルス感染症は指定感染症に指定されており、中東呼吸器症候群(MERS)や重症急性呼吸器症候群(SARS)と同じ2類感染症と同等の措置が取られます。具体的には、患者を診断した医師は直ちに報告義務があり、都道府県知事は患者に入院を勧告し、指定医療機関への入院措置が行われます。各施術所は新型コロナウイルス等の感染が疑われる患者が来院した際には患者の症状や状態に応じて、すみやかに保健所に連絡する。

III 施術管理の基本的姿勢について

施術所における新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するためには、施術者や従業員が、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って職務の実態に即した対策に取り組むことが必要です。各施術所においても感染拡大防止に向けた積極的な取り組みと、一人ひとりの行動変容が重要となります。

IV 施術者の感染症対策について

新型コロナウイルス感染症に対して、感染対策上重要なのは、手指衛生、呼吸器衛生や咳エチケットを含む標準予防策です。基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の施術に対して状況に応じ必要な个人防护具を選択し適切に使用する。

1 施術者の消毒等について

感染対策の基本は手指衛生となります。基本的には流水と石けんによる手洗いを励行します。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の原因病原体であるSARS-CoVはエンベロープを有し、アルコールにて容易に殺滅されるため、アルコール擦式手指消毒薬による手指衛生が有効となります。

2 飛沫感染の防止について

施術者の生理反応である咳やくしゃみに対してはティッシュ・ハンカチ・袖などで鼻口を覆う「咳エチケット」を心がけること。口元を押さえた手で周囲のものを触れると、ウイルスが付着する可能性があるため、他の人がいない場合も、施術所ではマスク等を適宜着用する。

3 個人防護具について

マスク着用を行ったうえで、必要に応じて眼鏡、ゴーグル、フェイスシールドなどを着用してください。手袋や指サックなどの個人防護具は患者ごとに交換します。個人防護具は、外す際に汚染している可能性のある場所を触らないこと。また、外した後には必ず手指衛生を行う。

4 無症状感染者を介した感染リスクについて

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)においては、無症状者が本ウイルスを上気道に保持している無症状感染者が存在することが明らかとなっています。

無症状感染者は症状がないため自分が感染していることに気づきません。3密などの危険な状況においては無症状感染者が他の人に感染を広げてしまう可能性があります。また突然、症状を有する感染者が来院するようなケースもありますので、施術者は来院者からの感染リスクと感染拡大防止を考慮し適切に対応する。

5 施術者自身の健康管理について

施術者自身の健康管理に注意し、疲労時には休息をとるなどの十分な対策を行うこと。発熱やだるさなど、体調に少しでも不安があるときは、患者や他の人との接触は避ける。

V 施術所の感染症対策について

1 施術所の消毒等について

感染予防のため、ドアノブ、椅子、施術ベッドなど人が触れる備品や場所は適宜消毒すること。また、施術に使用する接触備品はできる限り使い捨て(導子用ディスポ紙・ディスポカバー等)を適宜使用し、専用のごみ箱や処理袋等の容器に厳重保管後、適切な方法にて廃棄する。

※廃棄物処理法施行令及び別表に施術所は該当しませんが、感染防止の観点から、ごみに直接接触れない、ごみ袋等に入れ封をして排出する、ごみ袋の廃棄後は手を洗う(手指衛生)等の感染防止策を実施する。

2 施術所の換気について

換気の悪い密閉空間での集団感染事例が報告されています。待合室、施術室、職員休憩室など施術所すべてが換気の対象となります。空調による換気のみではなく、施術所での換気は2方向以上で定期的(1時間に1回程度、1回10分程度)な開窓換気や、施術時間の換気扇運転を基本とし、必要に応じて空気清浄機等の換気装置を設置する。

3 ソーシャル・ディスタンス(社会的距離)の保持について

施術所内での「密接」を避けるため、人同士の距離を適切にとる社会的距離(2m程度)を目安に(最小1m)を保持できるように検討すること。例えば3名掛けの待合室の椅子等を1～2名掛けとして使用するなど、人と人が密接することがないようにレイアウトを各施術所にて工夫する。

4 施術所の院内環境について

- 1) 入口及び施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)を設置する。可能であれば、すべての来院者に手指衛生の協力をして頂く。
- 2) 人と人が対面する受付等の場所はアクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- 3) 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して減らし、最低限にする。
- 4) 汚物を流すときは、トイレの蓋を閉めて流すよう注意書きを表示する。
- 5) トイレのハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備する。

5 患者へ注意を促す事項について

- 1) 発熱症状、咳、咽頭痛などの症状がある人は来院しないように呼びかける。
- 2) マスクの着用を促し、手洗い、手指の消毒をこまめに行うよう啓発する。

6 従業員に関する事項について

- 1) マスクの着用を徹底させ、手洗い、手指の消毒をこまめに行わせる。
- 2) 現金の受け渡しにはトレイを使用させる。

7 その他

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意し、来院者等の名簿を適正に収集する。

VI 感染を確認した場合の対策について

1 施術者が感染した場合

施術者のPCR検査陽性が確定した場合、医師及び保健所の指示に従う。責任者は会事務局に報告するとともに施術所の他の施術者や患者を特定し、保健所の指示に従い、施術所の他の施術者や患者や施術者と同居する者等の濃厚接触者に連絡する。保健所による施術者等の聞き取り調査及び院内消毒に協力する。自粛期間、施術所再開については医師及び保健所の指示に従う。PCR検査陰性が確定した場合についても医師及び保健所の指示に従う。

2 患者が感染していた場合

保健所から施術所に連絡があった場合、責任者は患者来院日時、施術者を特定するとともに保

健所の指示に従い該当する濃厚接触者等へ連絡する。保健所による施術者等の聞き取り調査及び院内消毒に協力する。自粛期間、施術所再開については医師及び保健所の指示に従う。PCR検査陰性が確定した場合についても医師及び保健所の指示に従う。

3 曝露後の対応（就業等の制限と健康観察）

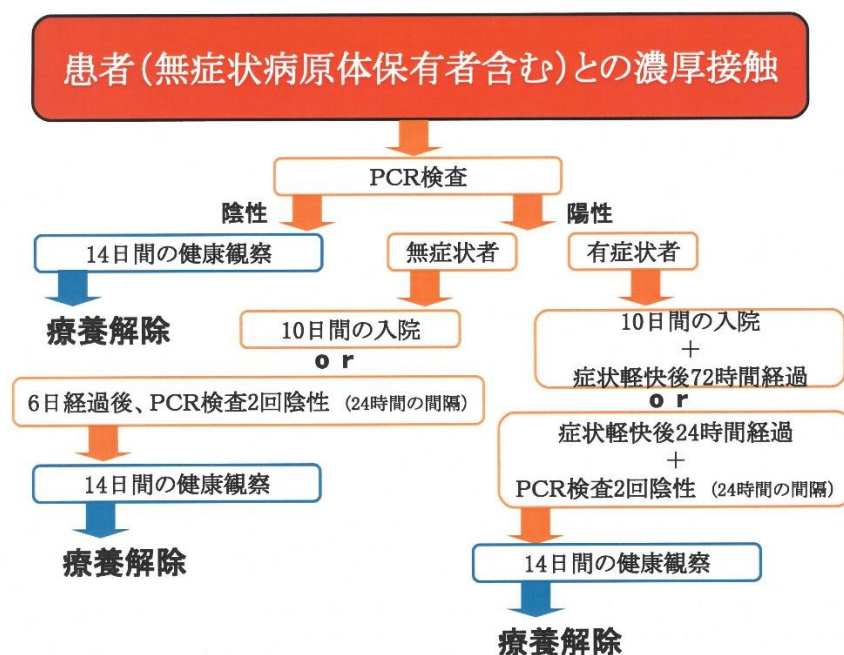
1) 新型コロナウイルス曝露後の就業等の制限とPCR検査の適応

施術者、従業員、同居する家族などが新型コロナウイルスに曝露したとしても、すぐにPCR検査の対象となるわけではありません。曝露後早期であれば検出感度は低いことが予想されるため、まずは検査に依存せず、感染対策上の観点から就業制限等を含めた対応を優先実施する必要があります。暴露した事実が判明した後の就業対応は図に応じて行います（図参照）。

就業等の制限が必要と判断された施術者、従業員、同居する家族等は可能な限り早期に自宅等で隔離待機してください。曝露後14日以内に症状が出現した場合はPCR検査が実施されます。結果が陰性であれば14日間自宅待機後に就業可。陽性の場合は症状改善後PCR検査で2回陰性を確認して就業可となります。無症状で経過する場合は曝露から10日目にPCR検査が行われます。無症状病原体保有者に対しては曝露後10日目の検査（潜伏期間の中央値が約5日、発症5日目までにRNA濃度がピークに到達し感染力もあるため）が最も効率よく感染の有無が判定されると考えられています。PCR検査を実施しない場合は14日間自宅等にて隔離待機したうえで、健康観察の結果、問題が無い場合は就業等が可と判断されます。

※隔離解除後もマスク着用を心がけ、再開後も14日間は健康観察を継続してください。

図 新型コロナウイルス感染症患者(濃厚接触者)に対する検査から療養解除までの流れ



2) 施術者や従業員の健康観察

曝露後の施術者や従業員の健康観察の方法には以下の2点の観察方法にて行う。

- ・積極的観察：発熱または呼吸器症状の有無について1日1回、電話やメール等で確認する。
 - ・自己観察：業務開始前に発熱または呼吸器症状の有無を施術所の責任者に報告する。
- 上記いずれの場合も症状（発熱または呼吸器症状）が出現した時点で施術所の責任者に報告し、電話等で診察の可否を確認したうえで医療機関を受診します。

また、曝露していない他の施術者や従業員等においても、業務開始前に発熱の有無、呼吸器症状の有無などの健康状態について施術所の責任者に対して報告する。

3) 自粛期間、施術所再開、就業の可否等については医師及び保健所の指示に従う。

また、PCR検査陰性が確定した場合についても医師及び保健所の指示に従う。

VII 新しい生活様式について

施術所には高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い方が患者として来院されます。施術者は感染の防止に努めるとともに、一人ひとりが感染防止に配慮し、新型コロナウイルス等における感染症の再拡大の予防を取り入れた「新しい生活様式」を実践してください。

さいごに

本ガイドラインは本会が示したひとつの指針であり、各施術所の対応を制限するものではありません。感染症予防は施術所の状況に応じた適切な対応が重要となります。会員の皆様におかれましては、本ガイドラインを参考にして頂き、新型コロナウイルス等における感染症に不安することなく、日々の施術に専念して頂きますよう宜しくお願い致します。

なお、本ガイドラインは令和2年6月現在の内容であり、文中の情報についての最新情報については、厚生労働省ホームページ、和歌山県ホームページ等を参考としてください。

参考文献、情報資料

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

和歌山県

新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00203179.html>

新型コロナウイルス等における感染症対策ガイドライン

発行者：協同組合 近畿整骨師会

〒640-8043 和歌山市福町49番地

TEL 073 - 427-2868 FAX 073-427 - 2869

新型コロナウイルス感染症対策 Q&A

Q1 新型コロナウイルス感染症は、どのように感染するのか（感染経路について）

A1 現時点(令和2年6月現在)では、飛沫感染と接触感染の2つが感染経路として考えられています。新型コロナウイルス感染症は、ウイルスが手を介して口や鼻などの粘膜から取り込まれて感染し鼻の奥の上咽頭で増殖します。そして新たな感染者となった人のくしゃみや咳、鼻水にウイルスが排出され、周りの人々に拡げていきます。

上咽頭や鼻の粘膜にウイルスが多いため、時に嗅覚障害、味覚障害を起こすこともありますし、消化器症状が出るため下痢などを起こすこともあるため便を介しての感染拡大も考えられます。これまでのクラスター(集団)発生は、間接的にトイレの蓋、ドアのノブ、PC、タブレットなど共通接触に起因した接触感染が大きいと想定されることから、様々な場所に触れる人の手からの感染を防ぐために、日常的な手指衛生が大切になります。接触感染(感染者からのウイルスが付着した皮膚や手すりなどの物体の表面を介しての感染)を考慮し、施術所では感染予防のため、ドアノブ、椅子、施術ベッドなど人が触れる備品や場所は適宜消毒を行うことが重要です。また、施術に使用する接触備品はできる限り使い捨て(導子用ディスク紙・ディスクカバー等)を適宜使用し、専用のごみ箱や処理袋等の容器に厳重保管した後、適切な方法にて廃棄してください。

※柔道整復施術に起因した(皮膚を触ったことによる)接触感染は現在報告されておりません。

※再利用可能な接触備品は使用後に必ず消毒を行ってください。血液などの体液が付着した包帯・シーネ・副子などの固定材料は感染予防のため未使用品との交換を推奨します。

Q2 新型コロナウイルス潜伏期間は（潜伏期間について）

A2 WHOの知見によれば、現時点で潜伏期間は1-14日(一般的には約5日)とされており、また、これまでのコロナウイルスの情報などから、未感染者については14日間にわたり健康状態を観察することが推奨されています。

Q3 新型コロナウイルスの治療方法は（治療方法について）

A3 有効な抗ウイルス薬等の特異的治療法はなく、令和2年6月現在においては対症療法による治療を行っています。詳しくは国立感染症研究所HP「[新型コロナウイルス\(2019-nCoV\)](#)」に掲載されている関連ガイダンスをご参照ください。

Q4 新型コロナウイルスに対してアルコール消毒は有効か（消毒方法について）

A4 新型コロナウイルス感染症の原因病原体である(COVID-19)の原因病原体である SARS-CoV はエンベロープを有しており、アルコールにて容易に殺滅される(アルコールが膜を壊しウイルスにダメージを与える)ため新型コロナウイルスを含むエンベロープウイルスに対する消毒方法について、**アルコール擦式手指消毒薬による手指衛生が有効となります。**

Q5 新型コロナウイルス感染症の相談窓口は（健康相談について）

A5 和歌山県内の健康相談などの一般相談については、次の通りです。

新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（健康相談）

名称	住所	受付時間	連絡先
和歌山県庁 健康推進課	和歌山市小松原通 1-1	9:00～21:00 (土・日・祝含む)	TEL 073-441-2170 (専用) FAX 073-431-1800
和歌山市保健所	和歌山市吹上 5-2-15	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 073-488-5112 FAX 073-431-9980

なお、熱や咳が続くなどの症状のある方については、専門医療機関の外来に繋ぐこともあるため、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）にご相談ください。

Q6 帰国者・接触者相談センターなどに相談する目安は（相談の目安について）

A6 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。

（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

※上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合については

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤等を飲み続けなければならない方も同様です。

※妊婦の方については

重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等にご相談ください。

※小児については

小児科医師による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

なお、この目安は、皆様が、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断しますので、医師の指示に従ってください。

- ・上記した症状がある方はお住まいを管轄する保健所の相談センターにご相談ください。
- ・相談の対象者の要件に一致しない方の相談については
各保健所に設置する「新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」に相談してください。

Q7 帰国者・接触者相談センターの問い合わせ先は（問い合わせについて）

A7 和歌山県・和歌山市では新型コロナウイルスの感染を疑う方からの相談に対応するため、各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を開設しています(令和2年6月現在)。お住まいを管轄する保健所の相談センターにご相談ください。詳細は次の通りです。

帰国者・接触者相談センター連絡先（和歌山県内保健所一覧）

名称	住所	受付時間	連絡先
和歌山市保健所	和歌山市吹上 5-2-15	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 073-488-5112 FAX 073-431-9980
海南保健所	海南市大野中 939	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 073-482-0600 FAX 073-482-3786
岩出保健所	岩出市高塚 209	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 0736-61-0020 FAX 0736-62-8720
橋本保健所	橋本市高野口町名古屋 927	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 0736-42-5440 FAX 0736-42-5468
湯浅保健所	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 0737-64-1291 FAX 0737-64-1290
御坊保健所	御坊市湯川町財部 859-2	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 0738-22-3481 FAX 0738-23-3004
田辺保健所	田辺市朝日ヶ丘 23-1	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 0739-26-7933 FAX 0739-26-7916
新宮保健所	新宮市緑ヶ丘 2-4-8	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 0735-21-9630 FAX 0735-21-9639
串本保健所	東牟婁郡串本町西向 193	9:00～17:45 (平日のみ)	TEL 0735-72-0525 FAX 0735-72-2739

※緊急の場合は受付時間外でも案内される電話番号にかければ職員に相談することができます。

（ただし、FAXを除きます）

※県立保健所での時間外・休日の対応については、電話でのアナウンスが行われています。

協同組合 近畿整骨師会

〒640-8043 和歌山市福町 49 番地

TEL 073-427-2868 FAX 073-427-2869



※本組合の許可なく掲載記事等の転写や転載は厳禁とさせていただきます。